

平成 29 年 4 月 28 日  
公益財団法人 核物質管理センター

## 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）に基づき東海保障措置センターで実施した防災訓練の実施結果をとりまとめ、平成 29 年 3 月 31 日に原子力規制委員会に報告しました。原災法に基づきその要旨を添付資料のとおり公表いたします。

添付資料：「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以 上

## 「東海保障措置センター 防災訓練実施結果報告書」の要旨

平成 29 年 4 月 28 日

公益財団法人 核物質管理センター  
東海保障措置センター

防災訓練実施結果を、原災法第 13 条の 2 第 1 項に基づき原子力規制委員会に報告しましたので、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 訓練の目的	原子力災害を想定した総合訓練を通して、東海保障措置センターの原子力防災組織及び原子力防災要員の活動が、原子力災害の発生防止や拡大防止に有効に機能することを確認するとともに、訓練を通して課題を抽出し改善することで緊急時の対応能力の改善を図ることを目的とする。また、必要に応じて訓練結果を原子力事業者防災業務計画等に反映する。
2. 訓練実施日	平成 28 年 12 月 2 日（金）
3. 訓練の想定	茨城県及び東海村で震度 6 弱の地震が発生。地震の影響により新分析棟の排気第 1 系統（セル・グローブボックス排気系）の排気フィルタ及びグローブボックスの排気フィルタにズレが発生し、排気筒から放射性物質が放出され原災法第 10 条事象及び第 15 条事象に至る。 また、地震後の現場点検中に作業員 1 名が転倒し負傷する。
4. 訓練項目	(1) 避難・退避訓練 (2) 関係機関等への通報、特定事象の推移にともなう継続的な情報発信訓練 (警戒事象発生通報、特定事象発生通報、特定事象経過連絡、特定事象に伴う応急措置概要報告：第 25 条報告等) (3) 対策本部の指揮運営訓練 (4) 医療訓練 (5) オフサイトセンターへの派遣訓練 (6) 現場対応班の編成及び対策本部との通報訓練 (7) 災害の拡大防止措置のための初動対応訓練 (8) 発災施設の放射線状況及び放射性物質放出に係るモニタリング訓練

5. 結果の概要	<p>(1) 避難・退避訓練</p> <p>事象に応じて適切な避難指示ができ、避難場所では迅速な人員点呼ができた。</p> <p>(2) 関係機関等への通報、特定事象の推移にともなう継続的な情報発信訓練</p> <p>① 第1報を15分以内に関係機関等に通報でき、続報も事象進展に応じて通報すべき事項に優先度をつけ、迅速(遅くとも30分以内)に通報することができた。</p> <p>しかし、第25条報告(最終報)は、プレス案文の内容確認に時間を要し、目標とした30分以内に発信できなかった。</p> <p>② 原災法第10条、第15条事象に進展した場合や第10条、第15条事象が終息した場合に最も早く情報伝達ができる方法を選定(FAX着信確認の電話等を活用)し、通報することができた。</p> <p>③ 通報文に記載すべき内容が正確に記載され、記載漏れや判別困難な文字はなかった。</p> <p>しかし、一部の通報文において誤記が確認される等、チェック機能が十分に機能しなかった。</p> <p>(3) 対策本部の指揮運営訓練</p> <p>① 10月の人事異動により対策本部要員の広報班長、統制役が変更となったが、他の本部要員が補完したことで対策本部組織が円滑に機能し、情報のとりまとめ、情報発信等を適切に行うことができた。</p> <p>② 対策本部は広報班に対し、特に、迅速な通報が必要となる事象(現場状況が急激に変化する場合や原災法第10条、第15条事象発生時、終息時)について、最も早く情報伝達ができる方法を選定し、関係機関等への情報発信を指示することができた。</p> <p>③ 対策本部は現場対応を行っている職員等に対し、事象進展に伴う重要な情報(警戒事象発生、避難指示、放射性物質放出確認、放射性物質放出停止等)を、構内一斉放送設備を使用して周知することができた。</p> <p>④ 県庁に移動中のプレス対応者を模擬し、プレス対応者に無線LANを使用して文字情報の伝達を適時に行うことができた。</p>
----------	---

<p>5. 結果の概要 (つづき)</p>	<p>(4) 医療訓練        対策本部と現場対応班が連携し、負傷者の応急手当、汚染検査の実施、医療機関との調整及び医療機関に移送するための手配を適切に行うことができた。</p> <p>(5) オフサイトセンターへの派遣訓練        オフサイトセンターに派遣した要員はオフサイトセンターの通信設備を活用し、対策本部との情報の受発信を円滑に行うことができた。</p> <p>(6) 現場対応班の編成及び対策本部との通報訓練        現場対応班の編成が円滑に行われ、対策本部からの指示及び対策本部への報告等を適切に行うことができた。</p> <p>(7) 災害の拡大防止措置のための初動対応訓練        ① 対策本部と現場対応班が連携して、放射性物質の放出事象に対し、的確な原因の究明及び事象の拡大防止措置を適切に行うことができた。        ② 発災場所に対応する現場対応班員の防護具(カバーオール、タイベックス等)に氏名の表示を行ったことで、容易に個人名を識別することができた。</p> <p>(8) 発災施設の放射線状況及び放射性物質放出に係るモニタリング訓練        対策本部内に放射線状況を記載した専用のホワイトボードを設け、放射性物質の放出量や線量等の放射線情報を本部内で共有するとともに、現場の放射線管理室に常駐する放管員と連携のもとで放射性物質の放出等について評価を行うことができた。        また、現場に常駐する放管員を通じて現場対応者に施設内外の放射線状況を適時に周知することができた。</p>
<p>6. まとめ</p>	<p>本訓練の取組みとして、事前に昨年度の課題を解決するために通報文の作成訓練、対策本部の指揮運営に係る要素訓練等を複数回実施し、改善を図った。その結果、昨年度に比べて対策本部組織が円滑に機能し、原子力防災要員等が連携して活動を行うことができた。また、現場対応班への指示及び関係機関への通報等を的確に行うことができた。</p>

<p>6. まとめ (つづき)</p>	<p>発災現場においても、現場対応班によるグローブボックスの閉止措置等の放射性物質の拡大防止措置についても確実に実施できたことから、本訓練を通して原子力防災組織及び原子力防災要員等の活動が有効に機能することを確認することができた。</p> <p>一方、本訓練において新たな課題も抽出されたことから、今後計画する訓練の中で確実に改善を図ることで、緊急時の対応能力の向上を図ることとする。</p> <p>なお、本訓練において原子力事業者防災業務計画等に反映すべき事項は確認されなかった。</p>
<p>7. 今後の方針</p>	<p>本訓練において良好な結果が得られたことから、更なるステップアップを図るために各種要素訓練、ブラインド型訓練及び多様な事象を組み合わせた中期的な訓練計画を策定し、当該計画に基づく訓練を着実に実施するとともに訓練結果について検証を行うことで、緊急時における対応能力の一層の向上を図ることとする。</p>